

官報

号外 平成五年四月九日

○第百二十六回 参議院會議録第十号

平成五年四月九日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十号

平成五年四月九日

午前十時開議

第一 流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 不正競争防止法案(内閣提出)

第三 林業改善資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 社会福祉・医療事業団法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、政治の信頼確立と政治改革の推進に関する決議案(前田勲男君外八名発議)(委員会審査省略要求事件)

以下 議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

前田勲男君外八名発議に係る政治の信頼確立と政治改革の推進に関する決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを

を議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。前田勲男君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔前田勲男君登壇、拍手〕

○前田勲男君 たいま議題となりました自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合及び民主改革連合の各党派共同提案に係る政治の信頼確立と政治改革の推進に関する決議案につきまして、発議者を代表して提案の趣旨を御説明いたします。案文を朗読いたします。

政治の信頼確立と政治改革の推進に関する決議案

佐川急便事件等最近における相次ぐ一連の不祥事は、国民の政治に対する不信を増幅し、まさに憂慮すべき事態に至っている。

政治は、国民の信頼なくして成り立つものではなく、このまま事態を放置すれば、我が国の議会制民主主義は重大な危機に陥ることは明らかである。今こそ、このような事件の再発を防止し、政治に対する国民の信頼を回復することが急務である。

そのためには、国民の政治に対する厳しい批判を厳粛に受けとめ、相次ぐ不祥事の根源を徹底的に究明するとともに、政治倫理の確立・選挙制度の改革等国民が納得できる抜本的政治改革に不退転の決意で取り組み、国民の信頼と負託に応えることが国会の責務である。

本院は、前国会以来、これらの課題実現のために鋭意努力を続けてきたところであるが、今国会においても、国民の政治に対する信頼をさらに向上させるため、実効をあげよう必要な措置を含め、抜本的な政治改革を断行し、もって政治への不信を払拭するよう努めるものとす。

なお、政府に対しても抜本的な政治改革の実現に積極的な努力するよう、強く要求するものである。

右決議する。

何とぞ、提案の趣旨を御理解願ひまして、皆様御賛同をいただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

ただいまの決議に対し、内閣総理大臣から発言を求められました。宮澤内閣総理大臣。

〔國務大臣(宮澤重一君) たいまの御決議に對し、所信を申し上げます。〕

相次ぐ不祥事によって国民の政治不信がかつてないほどに深刻なものになっていることは極めて遺憾であり、残念なことであり、これまで、検察、国税当局が捜査や調査を行い、法律に従って厳正に対処してまいりましたが、今後とも、真

相解明のための努力を継続していくことが重要と考えております。

同時に、真に国民の政治への信頼を回復するためには、政治倫理を確立するとともに、政治構造にまで立ち入った制度面の抜本的な改革が不可欠であります。現在、政治改革を実現するための法案が国会に提出されておりますが、国民の政治不信を払拭するためには、政治改革法案が今国会において成立し、抜本改革がなされるべきことが必要であり、政府としても全力でこれに取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 日程第一 流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長梶原敬義君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔梶原敬義君登壇、拍手〕

○梶原敬義君 たいま議題となりました流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の貨物自動車交通の増加、物流関連施設の立地の広域化、物流形態の多様化・高度化等に対応するため、地方都市を含めて、流通業務市街地の整備を推進することにより流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、基本方針策定権限の委譲、流通業務効率化基盤整備事業の概要、物流に占める鉄道の結果たす役割等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法律案に対し附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。本案件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第二 不正競争防止法案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長斎藤文夫君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔斎藤文夫君登壇、拍手〕

○斎藤文夫君 たいま議題となりました不正競争防止法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法は、多様かつ巧妙化する不正競争の現状にかんがみ、事業者の営業上の利益を保護し、かつ事業者間の公正な競争を確保するため、現行法の全部を改正し、平坂名化するなどわかりやすい法律とした上、新たに商品の形態を模倣する行為等の停止または予防を請求することができることとして不正競争の防止を図るとともに、営業上の利益を侵害された者の救済を図るための制度を充実しよとするものであります。

委員会におきましては、本法の目的と消費者保護、不正競争行為類型の拡充と一般条項、国際的枠組みとの整合性、不正商品規制のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終り、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。本案件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第三 林業改善資金助成法の一部を改正する法律案

〔いずれも内閣提出〕

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長吉川芳男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉川芳男君登壇、拍手〕

○吉川芳男君 たいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案は、林業の担い手の養成確保等に資するため、青年林業者等養成確保資金を創設する等、所

要の措置を講じようとするものであります。また、林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案は、木材の供給体制の確保を図るため、木材一般の生産・流通の合理化に必要な資金の融通に関する措置を講ずることを位置づける等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、その質疑の主なものは、林業担い手確保対策、流域管理システムのあり方、林業労働安全衛生対策、林業の労働条件の改善、木材の流通及び価格安定対策等でありますが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終り、まず、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案につきまして採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案について討論に入りましところ、日本共産党を代表して林理事より本法律案に対し反対である旨の発言がありました。討論終了の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。まず、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

次に、林業等振興資金融通暫定措置法の一部を

改正する法律案の採決をいたします。本案件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第五 社会福祉・医療事業団法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長細谷昭雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○細谷昭雄君 たいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、要介護老人に対して在宅ケアを提供する老人訪問看護事業の普及を図るため、同事業に対する低利融資制度を創設することとし、社会福祉・医療事業団及び沖繩振興開発金融公庫の業務を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、老人訪問看護事業の在宅福祉対策における位置づけ、看護療養費等費用負担のあり方、社会福祉・医療事業団の融資内容の充実等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたしま

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されまし

た。本日はこれにて散会いたします。

午前十時十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君

議員
山下 栄一君 荒木 清寛君
鈴木 栄治君 島袋 宗康君
西川 潔君 風岡 昶君
横尾 和伸君 直嶋 正行君
下村 泰君 喜屋武眞榮君
青島 幸男君 白浜 一良君
武田 節子君 浜四津敏子君
江本 孟紀君 関根 則之君
木庭健太郎君 常松 克安君
片上 公人君 猪熊 重二君
長谷川 清君 大島 慶久君
星野 朋市君 中川 嘉美君
刈田 貞子君 牛嶋 正君
続 訓弘君 足立 良平君
寺崎 昭久君 柳川 覺治君
吉川 博君 及川 順郎君
中西 珠子君 広中和歌子君
勝木 健司君 竹山 裕君
鶴岡 洋君 大久保直彦君
和田 教美君 高桑 栄松君
黒柳 明君 井上 計君
吉田 之久君 山田 勇君

野末 陳平君 小池百合子君 寺澤 芳男君
尾辻 秀久君 志村 哲良君
細川 護熙君 合馬 敬君
吉村剛太郎君 武田邦太郎君
山崎 正昭君 矢野 哲朗君
狩野 安君 前島英三郎君
上野 公成君 泉 信也君
加藤 紀文君 岡 利定君
野村 五男君 河本 英典君
木暮 山人君 鎌田 要人君
石川 弘君 石井 道子君
中曾根弘文君 吉川 芳男君 守住 有信君
青木 幹雄君 小野 清子君
木宮 和彦君 岡野 裕君 大浜 方榮君
椎名 素夫君 大木 浩君 宮澤 弘君
前田 勲男君 井上 吉夫君
遠藤 要君 林田悠紀夫君
沢田 一精君 伊江 朝雄君
井上 裕君 大河原太一郎君 岩崎 純三君
清水嘉与子君 片山虎之助君 須藤良太郎君
平野 貞夫君 松谷蒼一郎君 南野知恵子君
服部三男雄君 榑崎 泰昌君 野間 勉君
榑崎 泰昌君 釘宮 馨君 河本 三郎君
佐藤 静雄君 清水 達雄君 真島 一男君
真島 一男君 陣内 孝雄君 井上 章平君
松浦 孝治君 永野 茂門君 野沢 太三君
藤田 雄山君 成瀬 守重君

大塚清次郎君 下稻葉耕吉君 斎藤 文夫君
藤井 孝男君 上杉 光弘君 倉田 寛之君
岡部 三郎君 斎藤 十朗君 板垣 正君
鈴木 省吾君 下条進一郎君 坂野 重信君
北 修二君 小林 正邦君 紀平 梯子君
村上 正君 栗原 君子君 石原健太郎君
大脇 雅子君 谷畑 孝君 藥科 満治君
上山 和人君 種田 誠君 岩本 久人君
肥田美代子君 日下部徳代子君 吉田 達男君
櫻井 規順君 堂本 暁子君 野別 隆俊君
三石 久江君 庄司 中君 菅野 泰君
大淵 絹子君 一井 淳治君 千葉 景子君
稲村 稔夫君 志苦 裕君 堀原 敬義君
上野 雄文君 鈴木 和美君 久保田真田君
矢田部 理君 菅野 久光君 小川 仁一君
菅野 久光君 篠崎 年子君 本岡 昭次君
田 英夫君 今井 澄君 川橋 直樹君
萩野 浩基君 喜岡 淳君 西山登紀子君
高崎 裕子君 北村 哲男君 前畑 幸子君
乾 晴美君 林 紀子君

國務大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君
厚生 大臣 丹羽 雄哉君
農林水産大臣 田名部匡省君
通商産業大臣 森 喜朗君
建設 大臣 中村喜四郎君
上田耕一郎君
立木 洋君

議員派遣中の議員

石渡 清元君 山田 健一君
矢原 秀男君

議長の報告事項

一昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 正敏君 補欠 西野 康雄君

外務委員

辞任 松谷蒼一郎君 補欠 北 修二君

商工委員

辞任 北 修二君 補欠 松谷蒼一郎君
吉田 達男君 補欠 松本 英一君

建設委員
 西野 康雄君 補欠 正敏君
 松本 英一君 吉田 達男君

決算委員
 島袋 宗康君 補欠 下村 泰君

議院運営委員会
 理事 橋本 敦君 (市川正一君の補欠)
 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を地方行政委員会に付託した。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第五号)
 同日の内閣提出案を衆議院に送付した。
 航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
 日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
 市ヶ谷台一号館保存運動に対する防衛庁の見解に関する質問主意書(既正敏君提出)
 昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
 西野 康雄君 補欠 正敏君
 地方行政委員
 西野 康雄君 補欠 正敏君
 釘宮 警君 補欠 大島 慶久君
 外務委員
 荒木 清寛君 補欠 木庭健太郎君
 大蔵委員
 本岡 昭次君 補欠 村沢 敦君

厚生委員
 大島 慶久君 補欠 釘宮 警君
 木庭健太郎君 荒木 清寛君

農林水産委員
 高木 正明君 補欠 吉村剛太郎君
 村沢 牧君 本岡 昭次君

商工委員
 吉村剛太郎君 補欠 高木 正明君
 松本 英一君 吉田 達男君

通信委員
 三重野栄子君 補欠 会田 長栄君
 同日議長において、次のとおり政治倫理審査委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 同日議長において、次のとおり政治倫理審査委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

商工委員
 吉田 達男君 (吉田達男君の補欠)
 同日議長において、次のとおり政治倫理審査委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 同日議長において、次のとおり政治倫理審査委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

運輸委員
 櫻井 規順君 (櫻井規順君の補欠)
 同日議長から委員会審査省略要求書を付して次の議案が提出された。

政治の信頼確立と政治改革の推進に関する決議案(前田勲男君外八名発議)
 佐川急便・金丸事件に関する政治的、道義的責任追及に関する決議案(上田耕一郎君発議)
 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三三三号)
 地方行政委員会に付託
 不動産登記法の一部を改正する法律案(閣法第二三三三号)
 法務委員会に付託
 国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第八号)
 文教委員会に付託
 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律案(閣法第三七号)
 厚生委員会に付託
 沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)
 厚生委員会に付託
 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)
 農林水産委員会に付託
 漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)
 農林水産委員会に付託
 特許法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)
 商工委員会に付託
 環境事業団法の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)
 環境特別委員会に付託
 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(梶山静六君外二十三名提出)(衆第六号)
 衆議院議員選挙区画定委員会設置法案(梶山静六君外二十三名提出)(衆第七号)
 政治資金規正法の一部を改正する法律案(梶山静六君外二十三名提出)(衆第八号)
 政党政助成法案(梶山静六君外二十三名提出)(衆第九号)
 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めるとの件
 同日委員長から次の報告書が提出された。
 流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五四号)審査報告書

不正競争防止法(閣法第六七号)審査報告書
 林業改善資金助成法の一部を改正する法律案(閣法第一号)審査報告書
 林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第二号)審査報告書
 社会福祉・医療事業団法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)審査報告書
 同日衆議院議長から、国会において承認することを確認した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、国会において承認することを確認した旨の通知書を受領した。
 地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求めるとの件
 同日委員長から次の報告書が提出された。
 流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五四号)審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。
 流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五四号)審査報告書

政治の信頼確立と政治改革の推進に関する決議案を衆議院に送付した。
 同日議長において、次のとおり政治倫理審査委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
 同日議長において、次のとおり政治倫理審査委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

賛成者
 前田 勲男 石井 一二
 中曾根弘文 西田 吉宏
 小川 仁一 志苦 裕
 中川 嘉美 足立 良平
 高井 和伸
 泉 信也 岡 利定
 河本 英典 釘宮 警
 佐藤 泰三 宮澤 弘
 山崎 正昭 一井 淳治
 栗原 君子 曾野 久光
 竹村 泰子 三上 隆雄
 峰崎 直樹 風間 昶
 統 訓弘 喜屋武真榮
 武田邦太郎
 参議院議長 原 文兵衛殿

政治の信頼確立と政治改革の推進に関する決議

佐川急使事件等最近における相次ぐ一連の不祥事は、国民の政治に対する不信を増幅し、まさに憂慮すべき事態に至っている。

政治は、国民の信頼なくして成り立つものではなく、このまま事態を放置すれば、我が国の議会制民主主義は重大な危機に陥ることは明らかである。今こそ、このような事件の再発を防止し、政治に対する国民の信頼を回復することが急務である。

そのためには、国民の政治に対する厳しい批判を厳肅に受けとめ、相次ぐ不祥事の根源を徹底的に究明するとともに、政治倫理の確立、選挙制度改革等国民が納得できる抜本的な政治改革に不退転の決意で取り組み、国民の信頼と負託に応えることが国会の責務である。

本院は、前国会以来、これらの課題実現のために鋭意努力を続けてきたところであるが、今国会においても、国民の政治に対する信頼をさらに向上させるため、実効をあげる必要な措置を含め、抜本的な政治改革を断行し、もって政治への不信を払拭するよう努めるものとする。

なお、政府に対しても抜本的な政治改革の実現に積極的な努力するよう、強く要求するものである。右決議する。

審査報告書

流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年四月八日

建設委員長 梶原 敬義
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、経済社会情勢の変化に対応した流通業務市街地の整備を促進することにより流通機能の向上及び道路交通の円滑化を図るため、流通業務市街地を整備すべき都市の拡大、流通業務施設の整備に関する基本方針の策定権限の都道府県知事への委譲、流通業務地区内の立地規制の緩和及び流通業務効率化基盤整備事業を行うものに対する産業基盤整備基金による債務保証等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、流通業務施設の整備に関する基本方針の策定に当たっては、地方圏の自立的成長及び国土の均衡ある発展を図るため、流通業務市街地を整備すべき都市が特定の地域に集中することなく国土の全域にわたりニーズに応じて適正に整備されるよう配慮するとともに、流通業務施設の整備に関する事項についても地方公共団体の意向が十分に尊重されるよう配慮すること。

二、流通業務施設の整備に関する基本方針の承認に当たっては、地域の自主性、主体性を最大限尊重し、迅速に処理を行うよう十分配慮すること。

三、都市計画に流通業務地区を定める場合においては、当該地区及びその周辺の地域における無秩序な市街地の防止に配慮するとともに、適正かつ合理的な土地利用及び健全な都市環境の形成に資するものとなるよう指導に十分配慮すること。

四、流通業務地区において建設することのできる流通業務の用に供する事務所については、当該施設の規模及び当該施設における業務の内容等が流通業務地区の趣旨・目的に違背しないよう十分配慮するとともに、用途の変更等による違反行為が生じることのないよう指導監督に十分配慮すること。

五、流通業務効率化基盤整備事業については、当該事業が中小企業の活性化に資するものとなるよう十分配慮すること。

六、流通業務市街地の整備に関しては、地域の特性を生かしたまちづくりが円滑に進められるよう、関係省庁は、地方公共団体による地方独自の事業を進めるための環境整備に努めること。右決議する。

流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成五年三月九日
内閣総理大臣 宮澤 喜一

流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案

流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律案
を改正する法律案

目次中「基本方針(第三条)」を「基本方針及び基本方針(第三条・第三条の二)」に、「第五章 雑則」を「第五節 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十四年法律第百十号)の一部を次のように改正する。」と改める。

第三十九条の二(第四十八条)を「第五節 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十四年法律第百十号)の一部を次のように改正する。」と改める。

則(第三十九条の二)第四十七条を「第四十七条の二」第四(第四十七條の七)第四十八條の二(第四十九條)第五十三條と改める。

第一一条中「都心の区域に流通業務施設が過度に集中しているため流通機能の低下及び自動車交通の渋滞をきたしている大都市」を「都市」に改める。

第二一条第一項中「第五号」を「第六号」に改める。

「第二章 流通業務施設の整備に関する基本方針」を「第二章 流通業務施設の整備に関する基本方針及び基本方針」に改める。

第三條に見出しとして「基本方針」を付し、同条第一項を次のように改める。
都道府県知事は、基本方針に基づき、次に掲げる要件のいずれかに該当する都市(その周辺の区域を含む。以下この条、次条及び第三十六條において同じ。)について、流通業務施設の整備に関する基本方針(以下この条及び次条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

一 相当数の流通業務施設の立地により流通機能の低下及び自動車交通の渋滞を来している都市であつて、流通業務市街地を整備することが相当と認められるものであること。
二 高速自動車国道その他の高速輸送に係る施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて相当数の流通業務施設の立地が見込まれ、これにより流通機能の低下及び自動車交通の渋滞を来すおそれがあると認められる都市であつて、流通業務市街地を整備することが相当と認められるものであること。

第三條第二項中「次の各号」を「次に」に改め、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「当該大都市の都心の区域及びその他の区域における」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

第一号 第一号中「当該大都市の都心の区域及びその他の区域における」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 流通業務市街地を整備すべき都市に関する事項

第三条第二項に次の一号を加える。

五 流通業務施設の整備に際し配慮すべき事項

第三条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 基本方針は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画その他の国土計画又は地方計画に関する法律に基づき計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

5 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、関係市町村の意見を聴かなければならぬ。

第三条に次の五項を加える。

6 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

7 主務大臣は、基本方針が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 当該基本方針に係る都市が第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、基本方針に適合するものであること。

二 第二項第二号から第五号までに掲げる事項にあつては、基本方針に適合するものであること。

8 主務大臣は、第六項の規定による承認をしようとするときは、自治大臣の意見を聴くものとする。

9 都道府県知事は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 第四項から前項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

第二章第三条を第三条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(基本方針)

第三条 主務大臣は、流通業務施設の整備に関する基本方針(以下この章及び第四十七条の二において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。

一 流通業務施設の整備に関する基本的な事項
二 流通業務市街地を整備すべき都市の設定に関する事項

三 流通業務施設の機能及び立地に関する事項
四 流通業務施設の整備に際し配慮すべき重要な事項

3 主務大臣は、基本指針を作成するに当たつては、あらかじめ、関係行政機関の長の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、基本指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本指針の変更について準用する。

第四条第一項中「前条第一項の大都市」を「前条の規定により定められた基本方針に係る都市」に、「当該大都市」を「当該都市」に改める。

一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同項第六号中「若しくは」を「又は」に、「製氷又は冷凍の事業を」その他物資の流通の過程における簡易な加工の事業で政令で定めるもの」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 製氷又は冷凍の事業の用に供する工場

第五条第一項第五号の次に次の一号を加える。

六 前号に掲げる事業以外の事業を営む者が流通業務の用に供する事務所

第三十六条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第二号及び第三号中「第三条第一項の大都市の都心の区域として施行者が定める」を「都市の」に改める。

「第五章 雑則」を削る。

第三十九条の二の前に次の節名を付する。

第五節 補則
第四十七条の次に次の一章を加える。

第五章 流通業務効率化基盤整備事業
(事業計画の認定)
第四十七条の二 流通業務地区において、相当数の事業者の流通業務の用に供される相当の規模の施設を設置及び運営を行う事業のうち流通業務の効率化に資するものとして政令で定めるもの(以下この章において「流通業務効率化基盤整備事業」という。)を実施しようとする者(「流通業務効率化基盤整備事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。))は、当該流通業務効率化基盤整備事業に関する計画(以下この章において「事業計画」という。)を作成し、主務大臣に提出して、その事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を經由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該事業計画を検討し、意見を付して、主務大臣に送付するものとする。

3 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 流通業務効率化基盤整備事業の内容

二 流通業務効率化基盤整備事業の実施時期

三 流通業務効率化基盤整備事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が基本指針の内容に照らし適切なものであることその他の政令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(事業計画の変更等)
第四十七条の三 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、前条第一項の認定を受けた事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この章において「認定計画」という。)に係る流通業務効率化基盤整備事業を行う者が当該認定計画に従つて流通業務効率化基盤整備事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第二項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

3 前条第二項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

3 前条第二項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(産業基盤整備基金の行い流通業務効率化基盤整備事業実施円滑化業務)

第四十七条の四 産業基盤整備基金(以下この章において「基金」という。)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。以下この章において「特定施設整備法」という。)第四十条第一項に規定する業務のほか、流通業務効率化基盤整備事業の実施を円滑に進めるため、次に掲げる業務を行う。

一 認定計画に係る流通業務効率化基盤整備事業の実施に必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(特定施設整備法の特例等)

第四十七条の五 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは、「前項第一号の業務及び流通業務市街地の整備に関する法律(以下「流通業務市街地整備法」という。)

大臣)は、この法律又は流通業務市街地整備法と、特定施設整備法第五十三条第一項及び第二項中「大蔵大臣又は通商産業大臣は、この法律」とあるのは「大蔵大臣又は通商産業大臣(流通業務効率化基盤整備事業実施円滑化業務については、大蔵大臣、通商産業大臣、農林水産大臣、運輸大臣又は建設大臣)は、この法律又は流通業務市街地整備法」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及び流通業務市街地整備法第四十七条の四各号」と、同条第五号中「大蔵大臣及び通商産業大臣」とあるのは「大蔵大臣及び通商産業大臣(流通業務効率化基盤整備事業実施円滑化業務については、大蔵大臣、通商産業大臣、農林水産大臣、運輸大臣及び建設大臣)に協議しなければならない。」

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、第四十七条の四各号に掲げる業務に係る事項に關し、農林水産大臣、運輸大臣及び建設大臣に協議しなければならない。(資金のあつせん)

第四十七条の六 国は、認定計画に係る流通業務効率化基盤整備事業を行うために必要な資金のあつせんに努めるものとする。
第四十九条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第四号中「附された」を「付された」に改める。
第五十条中「五万円」を「三十万円」に改める。
第五十一条中「三万円」を「二十万円」に改める。
第五十二条中「十万円」を「五十万円」に改める。
第六章を第七章とする。
第四十八条の前に次の章名及び一条を加える。

第六章 雜則

(主務大臣)

第四十七条の七 第二章における主務大臣は、経済企画庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣とし、前章における主務大臣は、農林水産大臣、通商産業大臣、運輸大臣及び建設大臣とする。

第六章中第四十八条の次に次の一条を加える。
(経過措置)

第四十八条の二 この法律の規定に基づき政令又は建設省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は建設省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の流通業務市街地の整備に関する法律第三条の規定により定められた流通業務施設の整備に関する基本方針は、この法律による改正後の流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の規定により定められた流通業務施設の整備に関する基本方針とみなす。

第三条 流通業務市街地の整備に関する法律第二条第二項の流通業務団地造成事業であつてこの法律の施行の際現に施行中のものに係る同条第

八項の造成敷地等の譲受人を公募する場合の選考の順については、なお従前の例による。

(産業基盤整備基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第四条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、産業基盤整備基金に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができない。

2 産業基盤整備基金は、前項の規定による請求があつたときは、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、産業基盤整備基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。
(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号(百十七の七)「により」の下に「流通業務施設の整備に関する基本方針を定め」を加え、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行い」に改める。
(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第五百八十六条第二項第十六号中「第七号」を「第九号」に改める。

第七百一条の四十一第一項の表の第二十二号の第一欄中「第七号」を「第九号」に改める。
(印紙税法の一部改正)

第八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「並びにエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」に改め、「(産業基盤整備基金の行う特定事業活動等促進業務)の業務」の下に「並びに流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四十一年法律第百十号)第四十七条の四第一号(産業基盤整備基金の行う流通業務効率化基盤整備事業実施円滑化業務)の業務」を加える。

審査報告書

不正競争防止法案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成五年四月八日

商工委員長 斎藤 文夫

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、多様かつ巧妙化する不正競争の現状にかんがみ、事業者の営業上の利益を保護し、かつ、事業者間の公正な競争を確保するため、新たに商品の形態を模倣する行為等の停止又は予防を請求することができることとして不

正競争の防止を図るとともに、営業上の利益を侵害された者の救済を図るための制度を充実し、ようとするものであって、妥当な措置と認めらる。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

不正競争防止法案

国会に提出する。

平成五年三月十五日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

不正競争防止法案
不正競争防止法

不正競争防止法(昭和九年法律第十四号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一 他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいふ。以下同じ。)として需要者の間に広く認識されているものと同若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用し

た商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

三 他人の商品(最初に販売された日から起算して三年を経過したものを除く。)の形態(当該他人の商品と同種の商品(同種の商品がない場合にあっては、当該他人の商品とその機能及び効用が同一又は類似の商品)が通常有する形態を除く。)を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

四 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為(以下「不正取得行為」といふ。)又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為(秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。)

五 その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六 その取得した後はその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

七 営業秘密を保有する事業者(以下「保有者」といふ。)からその営業秘密を示された場合において、不正の競争その他の不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八 その営業秘密について不正開示行為(前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。)であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

九 その取得した後はその営業秘密について不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

十 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

十一 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為

十二 パリ条約(商標法昭和三十四年法律第二百二十七号)第四条第一項第二号に規定するパリ条約をいう。の同盟国において商標に關する権利(商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」という。)を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内代理人若しくは代表者であつた者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為

2 この法律において「商標」とは、商標法第二条第一項に規定する商標をいう。
3 この法律において「標章」とは、商標法第二条第一項に規定する標章をいう。
4 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。

第三條 不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第二條 不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(侵害の行為により生じた物を含む。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

ある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物(侵害の行為により生じた物を含む。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

第四條 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第八条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によつて生じた損害については、この限りでない。

(損害の額の推定等)
第五條 不正競争によつて営業上の利益を侵害された者が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額と推定する。

2 第二條第一項第一号から第九号まで又は第十二号に掲げる不正競争によつて営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じ、当該各号に定める行為に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

一 第二條第一項第一号又は第二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品等表示の使用

二 第二條第一項第三号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品の形態の使用
三 第二條第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る営業秘密の使用
四 第二條第一項第十二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商標の使用

3 前項の規定は、同項に規定する金額を超える損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、その営業上の利益を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるに於いて、これを参酌することができる。

(書類の提出)
第六條 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

(信用回復の措置)
第七條 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の信用を害した者に対しては、裁判所は、その営業上の信用を害された者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、その者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

(消滅時効)
第八條 第二條第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三條第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、その行為を行う者がその行為を継続する場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある保有者がその事実及びその行為を行う者を知つた時から三年間行わないときは、時効によつて消滅する。その行為の開始の時から十年を経過したときも、同様とする。

(外国の国旗等の使用禁止)
第九條 何人も、外国の国旗若しくは国の紋章その他の記章であつて通商産業省令で定めるもの(以下「外国国旗等」という。)と同一若しくは類似のもの(以下「外国国旗等類似記章」という。)を商標として使用し、又は外国国旗等類似記章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国国旗等類似記章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国国旗等の使用の許可(許可に類する行政処分を含む。以下同じ。)を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、何人も、商品の原産地を誤認させるような方法で、同項の通商産業省令で定める外国の国の紋章(以下「外国紋章」という。)を使用し、又は外国紋章を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国紋章を使用して役務を提供しては

ならない。

ならない。ただし、その外国紋章の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

3 何人も、外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章若しくは記号であつて通商産業省令で定めるもの(以下「外国政府等記号」という。)と同一若しくは類似のもの(以下「外国政府等類似記号」という。)をその外国政府等記号が用いられている商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務の商標として使用し、又は外国政府等類似記号を当該商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは外国政府等類似記号を当該商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外国政府等記号の使用の許可を行う権限を有する外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

(国際機関の商標上の使用禁止)

第十条 何人も、その国際機関(政府間の国際機関及びこれに準ずるものとして通商産業省令で定める国際機関をいう。以下同じ。)と関係があるとして誤認させるような方法で、国際機関を表示する標章であつて通商産業省令で定めるものと同一若しくは類似のもの(以下「国際機関類似標章」という。)を商標として使用し、又は国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その国際機関の許可を受けたときは、この限りでない。

(適用除外等)

第十一条 第三条から第八条まで、第十三条(第三号に係る部分を除く。)及び第十四条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

- 一 第二条第一項第一号、第二号、第十号及び第十二号に掲げる不正競争 商品若しくは営業の普通名称(ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。)若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示(以下「普通名称等」と総称する。)を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為
- 二 第二条第一項第一号、第二号及び第十二号に掲げる不正競争 自己の氏名を不正の目的(不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。)でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為(同号に掲げる不正競争の場合にあっては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。)

む。

三 第二条第一項第一号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が必要者の間に広く認識される前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

四 第二条第一項第二号に掲げる不正競争 他人の商品等表示が著名になる前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

五 第二条第一項第三号に掲げる不正競争 同号に規定する他人の商品の形態を模倣した商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。)がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

六 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 取引によって営業秘密を取得した者(その取得した時にその営業秘密について不正開示行為であること又はその営業秘密について不正取得行為若しくは不正開示行為

が介在したことを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。)がその取引によって取得した権限の範囲内においてその営業秘密を使用し、又は開示する行為

2 前項第二号又は第三号に掲げる行為によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じて当該各号に定める者に対し、自己の商品又は営業との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

一 前項第二号に掲げる行為 自己の氏名を使用する者(自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。)

二 前項第三号に掲げる行為 他人の商品等表示と同一又は類似の商品等表示を使用する者及びその商品等表示に係る業務を承継した者(その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。)(経過措置)

第十二条 この法律の規定に基づき通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、その通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 不正の目的をもって第二条第一項第一号又は第十号に掲げる不正競争を行った者

二 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量又はその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような虚偽の表示をした者(前号に掲げる者を除く。)

三 第九条又は第十号の規定に違反した者

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して一億円以下の罰金刑を、その人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の不正競争防止法(以下「新法」という。)の規定は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不正競争防止法(以下「旧法」という。)によって生じた効力を妨げない。

第三条 新法第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については、適用しない。

一 新法第二条第一項第二号に掲げる行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当

するものを除く。)

二 新法第二条第一項第三号に掲げる行為に該当するもの

三 新法第二条第一項第十号に掲げる行為のうち、役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をして役務を提示する行為に該当するもの

第四条 新法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定は、平成三年六月十五日前に行われた新法第二条第一項第四号に規定する不正取得行為又は同項第八号に規定する不正開示行為に係る同項第四号から第六号まで、第八号又は第九号に掲げる不正競争であつて同日以後に行われるもの(次の各号に掲げる行為に該当するものを除く。及び同日前に開始した同項第七号に規定する営業秘密を使用する行為を継続する行為については、適用しない。

一 新法第二条第一項第四号から第六号まで、第八号及び第九号に規定する営業秘密を開示する行為
二 新法第二条第一項第五号及び第八号に規定する営業秘密を取得する行為並びにこれらの行為により取得した営業秘密を使用する行為
第五条 新法第六条の規定は、この法律の施行後に提起された訴えについて適用し、この法律の施行前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

第六条 新法第七条の規定は、この法律の施行前に開始した新法第二条第一項第二号、第三号又は第十号に掲げる行為に該当するもの(同項第

一 号に掲げる行為に該当するものを除く。)を継続する行為については、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項から第三項まで又は第四条ノ二に規定する許可を受けている者は、それぞれ、新法第九条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第三項ただし書又は第十条ただし書に規定する許可を受けた者とみなす。

第八条 新法第九条の規定は、この法律の施行の際現に旧法第四条第四項に規定する許可を受けている者については、適用しない。

第九条 新法第十条の規定は、この法律の施行前に開始した同条に規定する国際機関類似標章(旧法第四条ノ二に規定する政府国際機関ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又ハ名称ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノを除く。以下「民間国際機関類似標章」という。)を商標として使用し、又は民間国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは民間国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供する行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十条 新法第十三条(第三号に係る部分を除く。及び第十四条の規定は、この法律の施行前に開始した附則第三条第三号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十一条 この法律の施行前にした行為に関する旧法第三条に規定する外国人が行う同条に規定する請求については、なお従前の例による。

(商標法の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項を次のように改める。

附則第八条第一項に規定する場合において、それらの登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者の指定役務についての登録商標の使用については、不正競争防止法(平成五年法律第 号)第二条第一項第一号、第三号、第四号本文、第五号第一項、第二項(第一号に係る部分に限る。及び第三項、第六号、第七号、第十一条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。及び第二項、第十三条第一号に係る部分に限る。並びに第十四条の規定を適用する。この場合において、同法第二条第一項第一号中「他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。)」とあるのは「他の登録商標(商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)附則第八条第一項に規定する二以上の登録商標のうちその登録商標以外の登録商標をいう。以下同じ。)」と、「商品等表示」を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入して、他人の商品又はとあるのは「登録商標を使用して他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第三条第一項中「不正競争」とあるのは「不正競争(前条第一項第一号に掲げ

る不正競争をいう。次項、次条、第五条第一項、第六条及び第七条において同じ。」と、同条及び同法第十一條第二項中「侵害されるおそれがある者」とあるのは「侵害されるおそれがある他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第四條及び第七條中「他人の」とあるのは「他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者の」と、同法第五條第一項及び第二項中「侵害された者」とあるのは「侵害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同項中「第二條第一項第一号から第九号まで又は第十二号」とあり、同項第一号中「第二條第一項第一号又は第二号」とあり、同法第十一條第一項第一号中「第二條第一項第一号、第二号、第十号及び第十二号」とあり、同項第二号中「第二條第一項第一号、第二号及び第十二号」とあり、及び同法第十三條第一号中「第二條第一項第一号又は第十号」とあるのは「第二條第一項第一号」と、同法第五條第二項第一号中「商品等表示」とあるのは「他の登録商標」と、同法第七條中「害された者」とあるのは「害された他の登録商標に係る商標権者又は専用使用権者」と、同法第十一條第一項第一号中「商品若しくは営業の普通名称(ふどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。若しくは同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示(以下「普通名称等」と総称する。))とあるのは「営業の普通名称又は同一若しくは類似の営業について慣用されている登録商標」と、同号中「使用し、若しくは表示を

し、又は普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為(同項第十号及び第十二号に掲げる不正競争の場合にあっては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為を含む。))とあり、及び同項第二号中「使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為(同号に掲げる不正競争の場合にあっては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。))とあるのは「使用する行為」と、同項第三号中「他人の商品等表示が」とあるのは「他の登録商標が」と、「商品等表示」と同一若しくは類似の商品等表示」とあるのは「他の登録商標と同」とあるのは「登録商標」と、「商品等表示」とあるのは「不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為」とあるのは「その登録商標を不正の目的でなく使用する行為」と、同項第二号中「商品又は営業」とあるのは「営業」と、同項第一号中「自己の氏名を使用する者(自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。))とあるのは「自己の氏名を使用する者」と、同項第二号中「他人の商品等表

示と同一又は類似の商品等表示」とあるのは「他の登録商標」と同一又は類似の登録商標」と、「商品等表示に係る業務を承継した者(その商品等表示を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する者を含む。))とあるのは「登録商標に係る業務を承継した者」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

林業改善資金助成法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成五年四月八日

- 農林水産委員長 吉川 芳男
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会決定の理由

本法律案は、最近における林業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、次代を担う林業者の養成確保等に資するため、青年林業者等養成確保資金及び林業労働福祉施設資金を創設するとともに、借受者の利便を図るため、償還期間を延長する等の措置を講じようとするものであつて、

妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行に伴う経費は、林業振興費のうち、林業改善資金造成に必要な経費として一億六千六百六十六万七千円が平成五年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

近年、我が国森林・林業をめぐる情勢は、森林の有する各種機能の発揮に対する国民の要請が多様化・高度化する一方、国内の林業生産活動は、外材との競争の強まり等から停滞の度を深め、森林資源の維持培養を図る上でも憂慮すべき状況となつてい

よつて政府は、造林・林道等の生産基盤の整備、林業担い手の確保対策の充実及び林業金融制度の拡充等のため積極的な推進を図るとともに、本法の施行に当たつては、次の事項の実現について万遺憾なきを期すべきである。

一 林業後継者等の育成確保に資するため、地域社会との連携を強化しつつ、学習研究体制・林業試験研究機関の整備、グループ活動の活性化に努めるとともに、個性と魅力のある地域づくり、都市との交流の促進、その他有効な施策の充実を図ること。

二 林業労働者を確保するため、雇用の安定、労働基準法の完全適用、社会保険への加入促進、福利厚生施設の整備等労働条件の向上及び労働安全衛生の確保等に努めるとともに、高性能林業機械の開発・導入を促進すること。

三 林業の動向に即応して本制度の趣旨の徹底を期するため、今後資金量の充実、貸付限度額の引上げ等、さらに本制度の改善に努めること。

四 本資金の貸し付けに当たっては、林業普及指導事業及び森林組合その他関係団体と十分協調して受入体制を整備し、他の関連諸施策との連携を密にする等その効率的かつ円滑な運用を期すること。

五 間伐対策については、森林の育成上重要であることにかんがみ、引き続き森林組合等が行う間伐事業に必要な施設の整備、森林所有者等が共同して行う計画的な間伐の実施、間伐材の需要開発等に努める等、その対策を強力に推進すること。

六 林業普及指導事業及び流域林業の中核的役割を担う森林組合等の一層の充実強化に努め、本制度の円滑な実施に資すること。

林業改善資金助成法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成五年二月二十三日
内閣総理大臣 宮澤 喜一

林業改善資金助成法の一部を改正する法律案
林業改善資金助成法の一部を改正する法律案
林業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
第一条中「防止」の下に「若しくは林業労働に従事する者の確保」を、「に係る安全衛生施設」の下に「若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設」を加え、「林業後継者たる青年又は」を「青年林業者」に改め、「従事する者」の下に「その他の林業を担うべき者」を加え、「林業労働安全衛生施設資金又は林業後継者等養成資金」を「林業労働福祉施設資金又は青年林業者等養成確保資金」に改め、

第二条第二項中「林業労働安全衛生施設資金」を「林業労働福祉施設資金」に、「防止する」を「防止し、又は林業労働に従事する者を確保する」に改め、「に係る安全衛生施設」の下に「又は林業労働に従事する者の福利厚生施設」を加え、同条第三項中「林業後継者等養成資金」を「青年林業者等養成確保資金」に、「林業後継者たる青年又は」を「青年林業者」に改め、「従事する者」の下に「その他の林業を担うべき者」を加え、「技術を実地に習得する」を「技術の実地の習得その他近代的な林業経営の基礎を形成する」に改める。

第三条第一項及び第四条中「林業労働安全衛生施設資金」を「林業労働福祉施設資金」に、「林業後継者等養成資金」を「青年林業者等養成確保資金」に改める。
第五条を次のように改める。
(貸付金の利率、償還期間等)

第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間(据置期間を含む)は、林業生産高度化資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金のそれぞれの種類ごとに、十年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 貸付金の据置期間は、必要と認められる種類の貸付金につき三年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

第六条の見出しを「(担保又は保証人)」に改め、同条第一項中「保証人」を「担保を提供させ、又は保証人に改める。
第八条第二項中「林業労働安全衛生施設資金」を「林業労働福祉施設資金」に改め、「に係る安全衛生施設」の下に「又は林業労働に従事する者の福利厚生施設」を、「防止」の下に「又は林業労働に従事する者の確保」を加え、同条第三項中「林業後継者等養成資金」を「青年林業者等養成確保資金」に、「技術を実地に習得する」を「技術の実地の習得その他近代的な林業経営の基礎を形成する」に、「養成される」を「養成確保される」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(地方税法の一部改正)
2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十三条の十四第六項中「林業労働安全衛生施設資金」を「林業労働福祉施設資金」に改める。

審査報告書
林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
平成五年四月八日
農林水産委員長 吉川 芳男
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、伐採その他の林業生産活動が著しく停滞している状況にかんがみ、木材の供給体制の確保を図るため、木材一般の生産・流通の合理化に必要な資金の融通に関する措置を講ずることを位置付け、木材の生産及び流通に関する合理化計画の制度を拡充するとともに、素材生産業者の機械化の促進を図るため、合理化計画の認定を受けた素材生産業者に対し、税制上の特例措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法施行に伴う経費は、林業振興費のうち、農林漁業信用基金出資金として一億二千五百万円が、また、木材産業等高度化振興資金利子補給のための林業生産流通振興事業費補助金として七千九百三十五万円が、平成五年度一般会計予算にそれぞれ計上されている。

附帯決議
最近における林業の採算性の低下等に見られるように、我が国林業・木材産業を取り巻く情勢は極めて憂慮すべき事態にある。
よって政府は、木材の生産及び流通の合理化等を促進するとともに、木材関連産業の振興を図るため、本法の施行に当たっては、次の事項の実現について万端慮なきを期すべきである。
一 林業をめぐる厳しい状況に対処し、林業事業体の健全な経営を維持するとともに、優秀な労働力を確保するため、流域ごとに策定する流域

林業活性化基本方針に沿って、林業事業者の体質強化、機械化の促進、林業労働力の確保等各般の施策を総合的に講ずることにより、林業担い手の育成強化を推進すること。

二 「森林資源に関する基本計画及び重要な林産物の需給に関する長期の見通し」については、国際的及び国内的諸情勢を的確に把握して、必要に応じ改定するとともに、計画実施に必要な関係諸施策の推進に努めること。

三 林道及び造林等の林業生産基盤の整備をさらに積極的に推進するとともに、健全な森林を育成し、その有する多面的な機能の発揮を図るため、計画的に間伐を実施すること。

また、急傾斜地に対応した間伐等育林用機械の開発、流通加工施設の整備等間伐の条件整備を進めるとともに、間伐材の有効利用を促進するよう需要開発等に努めること。

四 森林施策を計画的に実施し、特用林産物関係その他地域の事業との就労の組み合わせ等を推進して雇用の安定と労働条件の改善に努めるとともに、生活環境の改善も含めた山村振興対策をさらに一層推進すること。

また、林業労働における災害の発生の防止等労働安全衛生対策の充実を図ること。

五 国産材をベースとした的確な木材需給計画を樹立し、外材の秩序ある輸入を図るなど、需給の調整と木材価格の安定のための積極的な対策を講ずること。

六 充実しつつある人工林資源の有効利用を推進するため、森林所有者、素材生産・流通・加工に携わる関係者の合意形成を図りつつ、需要者ニーズに対応し得る、品質の確保された製品

の低コスト安定供給体制を整備するとともに、木材需要の拡大と木材産業の高度化を推進すること。

七 本法の運用については、中小・零細林家及び事業者の利便に留意し、林業経営改善計画及び合理化計画の認定、貸出等の手続の円滑・簡素化を期するとともに、資金需要の動向に応じた資金枠の確保等その円滑な実施を図ること。右決議する。

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成五年二月二十三日
内閣総理大臣 宮澤 喜一

林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案
林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

正する法律
林業等振興資金融通暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国内産木材」を「木材」に改める。
第二条第一項及び第二項中「国内産木材」を「木材」に改め、同条第三項中「するときは」の下に「木材の生産及び流通の合理化に関する事項(第五条第二項第三号に掲げる者に係る部分に限る。）」について関係行政機関の長に協議し、かつ」を加える。

第五条第一項中「国内産木材」を「木材」に改め、「合理化計画」といふ。の下に「であつて生産行程の改善、経営管理の合理化その他の事業の経営改善に関する措置を内容とするもの」を加え、同項第一号中「生産森林組合又は森林組合連合会」を「森林組合連合会又はその他の森林所有者(森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）」の組織する団体に改め、同項第四号中「前三号を、前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 森林所有者
第五条第四項中「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第二号中「国内産木材」を「木材」に改め、「とするべき」の下に「次に掲げる」を加え、同号に次のように加える。

イ 第一項の申請に係る合理化計画にあつては、事業の経営改善に関する措置
ロ 前項の申請に係る合理化計画にあつては、木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置
第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 都道府県知事は、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する前項各号に掲げる者と次に掲げる者との共同の申請に基づき、これらの者の作成する合理化計画であつて事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするものが適当である

二 森林所有者
第五条第四項中「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第二号中「国内産木材」を「木材」に改め、「とするべき」の下に「次に掲げる」を加え、同号に次のように加える。

イ 第一項の申請に係る合理化計画にあつては、事業の経営改善に関する措置
ロ 前項の申請に係る合理化計画にあつては、木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置
第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 都道府県知事は、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する前項各号に掲げる者と次に掲げる者との共同の申請に基づき、これらの者の作成する合理化計画であつて事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするものが適当である

イ 第一項の申請に係る合理化計画にあつては、事業の経営改善に関する措置
ロ 前項の申請に係る合理化計画にあつては、木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置
第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 都道府県知事は、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する前項各号に掲げる者と次に掲げる者との共同の申請に基づき、これらの者の作成する合理化計画であつて事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするものが適当である

イ 第一項の申請に係る合理化計画にあつては、事業の経営改善に関する措置
ロ 前項の申請に係る合理化計画にあつては、木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置
第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 都道府県知事は、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する前項各号に掲げる者と次に掲げる者との共同の申請に基づき、これらの者の作成する合理化計画であつて事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするものが適当である

イ 第一項の申請に係る合理化計画にあつては、事業の経営改善に関する措置
ロ 前項の申請に係る合理化計画にあつては、木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置
第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 都道府県知事は、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する前項各号に掲げる者と次に掲げる者との共同の申請に基づき、これらの者の作成する合理化計画であつて事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするものが適当である

旨の認定をすることができる。
一 前項各号に掲げる者
二 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で地域の林業の振興を図ることを目的とするもの
三 関連業種(その業種に属する事業と木材製造業又は木材卸売業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するもの)として農林水産省令で定める業種をいう。(に属する事業を行う者(以下「関連事業者」という。))又は関連事業者の組織する団体
第六条第一号中「前条第一項」の下に「又は第二項」を、「受けた者」の下に「(関連事業者又は関連事業者の組織する団体を除く。))」を加え、「同条第二項第二号」を「同条第三項第二号」に改め、同条第二号中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「同条第二項第二号」を「同条第三項第二号」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。
(課税の特例)
第九条 第五条第二項第二号に掲げる法人との共同の申請に基づき同項の認定を受けた素材生産業を営む者は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

附則
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

社会福祉・医療事業団法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年四月八日

厚生委員長 細谷 昭雄
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、老人訪問看護事業の普及を図るため、社会福祉・医療事業団及び沖繩振興開発金融公庫の業務に、同事業に要する資金の貸付けの業務を追加しようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 一 今後の高齢社会における在宅看護を充実するため、老人訪問看護事業と高齢者保健福祉推進十か年戦略の諸事業との密接な連携を図るとともに、市町村の老人保健福祉計画を通じて老人訪問看護事業の一層の普及を図ること。
- 二 老人訪問看護事業の実施に当たっては、利用者が適宜・適切なサービスを受けられるようホームヘルプ事業との連携及び調整を十分に図ること。また、必要な訪問看護婦等の確保に努

めること。

三 高齢者施策の推進に資するため、社会福祉・医療事業団においては、融資内容の充実に引き続き努力すること。
右決議する。

社会福祉・医療事業団法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成五年三月十日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

社会福祉・医療事業団法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

社会福祉・医療事業団法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

(社会福祉・医療事業団法の一部改正)

第一条 社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第二号の二まで」の下に「及び第五号の二」を加える。

第二十一条第一項第五号中「次号」を「第六号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二 指定老人訪問看護事業(老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の

五の二第一項の指定に係る同法第六条第五項に規定する老人訪問看護事業をいう。)を

行う医療法人その他政令で定める者に対し、必要な資金を貸し付けること。

第二十二條第一項第一号中「及び第五号」を

「、第五号及び第五号の二」に改める。

第二十八條第一項第三号中「第五号」の下に「及び第五号の二」を加え、「及び同項第六号」を「並びに同項第六号」に改める。

(沖繩振興開発金融公庫法の一部改正)

第二条 沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第六号中「長期資金を貸し付けること」を「長期資金の貸付けを行い、及び沖繩において指定老人訪問看護事業を行う医療法人その他政令で定める者に対して、当該事業に必要な長期資金を貸し付けること」に改め、同

条第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 指定老人訪問看護事業 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の

五の二第一項の指定に係る同法第六条第五項に規定する老人訪問看護事業をいう。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

官 報 (号 外)

平成五年四月九日 参議院会議録第十号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4302

定 価

本号一部
三〇〇〇円
送料別